

35 東京法学院大学学則改正 (明治三十七年八月)

(欄外注記1)
明治卅七年九月八日受
知事 内務部長 第三課長(岡印) (後藤印)

内務部第三課主任属山田弘毅(印)

私立学校学則改正認可指令送付案

神田区錦町二丁目

私立東京法学院大学長

法学博士 菊池武夫

右第四式經由印ヲ捺シ神田区役所へ送付スルモノトス
辰東專七一号

社団法人東京法学院大学理事

法学博士 菊池武夫

明治三十七年八月十一日付申請私立東京法学院大学学則中改正
ノ件認可ス

明治三十七年九月七日

文部大臣 久保田讓(印)

(欄外注記1)

「收受三甲六一九〇号」「判決九月十日」「施行九月十日」

(欄外注記2)

「完結」「三十七年九月十九日」

(欄外注記1)
明治卅七年八月十三日受
知事(千家印) 内務部長(山田印) 第三課長(岡印) (後藤印)

内務部第三課主任属山田弘毅(印)

私立学校学則改正願進達案

(朱書)
〔三甲六一九〇ノ二〕

本府下私立東京法学院大学ヨリ別紙学則中改正願書差出候条及
進達候也

年月日

東京府知事

印
文部大臣宛

改正条文

- 一、第五條第二項削除
- 二、左ノ一條ヲ加フ

第六條 左ニ掲クル者ハ法政学士ト称スルコトヲ得

- 一 本科卒業者
- 二 研究科卒業者
- 三 旧東京法学院高等法学科卒業者
- 三、旧第五條以下順次一條繰下
- 四、第五十五條ヲ左ノ如ク改ム
- 第五十六條 研究科ハ本科、専門科ノ卒業者ニシテ既修ノ

学科ニ付キ尚ホ深遠ナル研究ヲ為シ又ハ外国語ニ依リ深ク
法律ノ研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

五、旧第五十九条ヲ左ノ如ク改ム

第六十条 研究科ハ本科ト専門科旧英吉利法律学校及旧東

京法学院ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学

ヲ許ス但シ同等学校卒業者若クハ之ト同等ノ学力アル者ニ

シテ学長ノ承認ヲ経タル者亦同シ

六、旧第六十三条削除

七、旧第六十四条以下順次一条繰上

(欄外注記?)

進 達 願

別紙文部大臣宛学則改正ニ関スル認許申請書尙通御進達被成下
度此段奉願候也

私立東京法学院大学学長

明治三十七年八月十一日 法学博士 菊池武夫 印

東京府知事男爵 千家尊福 殿

前書出願ニ付奥印候也
明治卅七年八月十二日

東京市神田区長 小原八十吉 印

(欄外注記1)

「収受三甲六一九〇号」「判決八月十五日」「施行八月十七日」

(欄外注記2)

「収受明治三十七年八月十二日・三甲六一九〇号」

〔明治三十七年 文書類纂 第一種 学事 私立学校 第二〕

626 C11